

第1回柏原市総合教育会議次第

日時：平成30年5月15日（火）午後4時から

場所：柏原市教育委員会 委員会室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 出席者紹介

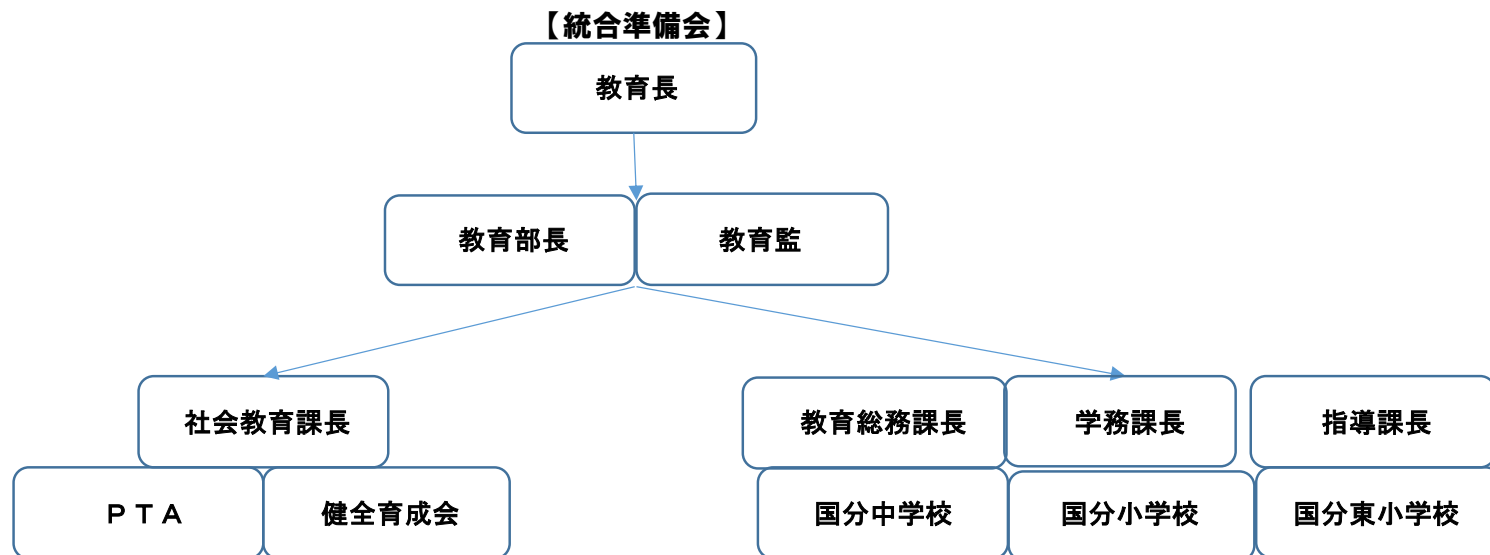
4 議 事

（1）国分小学校と国分東小学校の統合について

（2）その他

5 閉 会

柏原市立国分小学校・国分東小学校統合に関する機構図



【統合準備会】	
会長	教育長
副会長	教育部長 教育監 国分中学校長 国分小学校長 国分東小学校長
委員	教育部次長 指導課長 教育総務課長 社会教育課長
事務局	学務課長・学務課参事

【部会(統合準備会下部組織)】	
教育活動部会	保護者・地域活動部会
部会長 学務課長(事務局)	部会長 社会教育課長(事務局)
副部会長 国分中学校長 国分小学校長 国分東小学校長	副部会長 国分小学校教頭 国分東小学校教頭 当該小学校校区内の区長
委員 指導課長 教育総務課長 学務課参事 教育行政支援員	委員 国分小学校 PTA役員 国分東小学校 PTA役員 国分小学校 健全育成会役員 国分東小学校 健全育成会役員 学務課長 指導課長 こども育成課長 教育行政支援員
※教育部長、教育監、教育部次長は必要に応じ各部会に入るものとする。	

柏原市立国分小学校・国分東小学校再編に伴う統合準備会設置要綱（案）

（設置）

第1条 柏原市立国分小学校と柏原市立国分東小学校の統合を円滑に進めるため、柏原市立国分小学校・国分東小学校再編に伴う統合準備会（以下「統合準備会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 統合準備会の所管事項は、次のとおりとする。

- （1）統合の総合調整及び年次計画に関すること。
- （2）統合に伴う学校名、校歌、校章、記念行事等に関すること。
- （3）統合に伴う学校の開校に関すること。
- （4）その他、統合のために必要な事項に関すること。

（組織等）

第3条 統合準備会は、次の委員をもって組織する。

- （1）当該小学校校長（以下「小学校長」という。）及び小学校長が推薦する者
- （2）国分中学校校長（以下「中学校長」という。）及び中学校長が推薦する者
- （3）その他、教育委員会が推薦する者

2 委員の任期は、統合準備会の設置の日から統合の日までとする。

（会長等）

第4条 統合準備会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、統合準備会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 統合準備会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見を聴く又は説明を受けることができる。
- 3 会議の内容については、保護者、地域住民及び学校関係等に周知するものとする。

（部会）

第6条 統合準備会は、会議の効率的な運営を図るため、必要な場合は、専門部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員及び担当事項は別表のとおりとする。
- 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長は、統合準備会会長が委員の中から指名するものとし、副部会長は部会長が委員の中から指名する。
- 5 部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長が必要と認めるときは、会議に部委員以外の関係者に出席を求め、意見を聴く又は説明を受けることができる。
- 8 部会長が必要と認めるときは、他の部会長と協議の上、合同での会議を開催することができる。
- 9 部会長は、部会を代表し部会における担当事項の検討内容等を統合準備会に報告しなければならない。
- 10 部委員の任期は、部の設置の日から統合の日までとする。

(庶務)

第7条 統合準備会の庶務は、教育委員会が処理する。

第8条 この要綱に定めるもののほか、統合準備会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、第2条に規定する開校準備会の所管事項が終了したときに、その効力を失う。